

令和6年4月1日

有限会社中川観光バス
運輸安全マネジメントへの取り組みについて

有限会社中川観光バスでは、運輸安全マネジメントを励行するにあたり輸送の安全確保が最優先であるという信念のもと、社長以下全従業員が一丸となって取り組みます。

1、輸送の安全に関する基本的な方針

社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善（Plan・Do・Check・Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すとともに、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

「安全輸送の徹底宣言」

私は職業運転者として、一般道路及び高速道路における交通事故の重大性を深く認識し常に交通安全に心掛け、実車時、回送時の自責事故の防止に徹し安全輸送に努める事を宣言致します。

- 一、始終業点呼の厳守
- 一、飲酒運転厳禁
- 一、制限速度厳守
- 一、災害時の人命最優先
- 一、老人子供の動向に注意
- 一、点検完全実施

2、輸送の安全に関する目標と実績

1. 目標の達成状況（2023年度 令和5年4月～令和6年3月）

(目標)	重大事故件数	0件	(実績)	重大事故件数	0件
	人身事故件数	0件		人身事故件数	0件
	物損事故件数	0件		物損事故件数	1件
				<1件>	
				後退時衝突	0件
				自車周囲接触	1件

※自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計は0件。

2. 本年度の目標（2024年度 令和6年4月～令和7年3月）

(目標)	重大事故件数	0件		
	人身事故件数	0件		
	物損事故件数	0件		常にゼロを目指そう！

3、輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施しております。

- ① 全社員に輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守致します。
- ② 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報の伝達、共有致します。
- ③ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施致します。
- ④ 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- ⑤ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。

4、輸送の安全に関する目標を達成するための安全重点施策

4月	新入生への対応と老人子供の動向に注意。 シートベルト着用案内は確実に。
5月	気を引き締めて運転に集中する。 脇見運転と うっかり 要注意。
6月	降雨時の危険に配慮した運転。 交通ルールを遵守し安心・安全な運転マナー。
7月	交差点内の安全確認の徹底。 後退時は3M確認（ミラー・目視・モーター） 確実に
8月	酷暑での健康管理と睡眠不足予防の徹底。 体調悪化時は必ず報告する。
9月	プロドライバーとしての自覚を持ち、 お客様には親切笑顔で丁寧に対処する事。
10月	時間と心のコントロールで先急ぎ運転防止。 ソフトな操作でゆとりある運転。
11月	始業点検、終業点検は確実に励行の事。 安心して快適な車内空間を。
12月	降雪時・凍結時の滑り止めの装着。飲酒運転厳禁。 危険を予測した運転で減速・徐行の励行。
1月	「急」の付く運転 や むちゃな運転をしない。 スリップ事故の防止に努める事。
2月	制限速度を厳守し車間距離をしっかり確保。 追突事故の防止に努める事。
3月	乗客の動向に注意し車内事故の防止。 ドア開閉時は確実な指差呼称。

5、輸送の安全に関する組織体制

別紙資料「有限会社中川観光バス組織体制図」による。

6、輸送の安全に関する計画

別紙資料「輸送の安全に関する年間計画表」

7、輸送の安全に関する内部監査

令和6年3月25日に輸送の安全に関する内部監査を実施した結果、安全マネジメントの趣旨を理解し、安全目標並びに輸送の安全に関するテーマを設定し、輸送の安全に取り組んでおり、安全管理体制が機能している事を確認いたしました。

令和6年3月25日 監査リーダー：監査役

8、運転に資する技術の向上を図る研修

運転技術の向上を図る研修を行いスキルアップに繋がっています。



- ☆ 狭い道路を想定した実技訓練
- ☆ 後退の実技訓練

9、異常事態発生時を想定した訓練

事故や路上故障など様々な事態で運行不能に陥ったケースを想定した訓練を行っています。



- ☆多数傷病者救出救護訓練
- ☆各種災害緊急対応訓練
- ☆普通救命講習等

10、初任運転者の教育内容

運輸規則 第38条第1項の規定に基づき、1に掲げる目的を達成するため、2に掲げる内容について、3に掲げる事項に配慮しつつ、二（運転者として新たに雇い入れた者）に対して、法令に定められた時間以上に座学・実技の初任運転者特別指導を実施します。

指導内容は、別紙資料「初任運転者特別指導」による。

1 1、一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報

別紙資料「一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報」による。

1 2、安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者	役職	取締役専務
	選任年月日	2013年11月14日

1 3、東北貸切バス適正化センターによる巡回指導

平成30年5月28日（本社）→「改善要請なし」
平成31年4月23日（大郷営業所）→「改善要請なし」
令和2年2月3日（本社）→「改善要請なし」
令和3年1月28日（大郷営業所）→「改善要請なし」
令和3年9月21日（本社）→「改善要請なし」
令和4年2月17日（大郷営業所）→「改善要請なし」
令和4年9月27日（本社）→「改善要請なし」
令和4年11月2日（大郷営業所）→「改善要請なし」
令和5年11月28日（大郷営業所）→「改善要請なし」
令和6年2月8日（本社）→「改善要請なし」

以 上